

議案第57号二本松市議会議員定数条例の一部を改正する条例制定について に対する修正の内容

1 修正の内容

- (1) 提出された条例案の二本松市議会議員の定数「20人」を「22人」に修正したと。
- (2) 提出された条例案について、法制執務上の考え方に照らして、その記述形式を本市の現行条例と合わせるため、修正したこと。

2 施行期日等

公布の日から施行し、改正後の二本松市議会議員定数条例の規定は、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

修正案にかかる対照表

原 案	修正案
<p>二本松市議会議員定数条例（平成21年二本松市条例第35号）の一部を次のように改正する。</p> <p>本則中<u>の議員定数</u>「26人」を「<u>20人</u>」に改める。</p> <p><u>附 則</u> <u>（施行期日等）</u></p> <p><u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後、初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。</u></p>	<p>二本松市議会議員定数条例（平成21年二本松市条例第35号）の一部を次のように改正する。</p> <p>本則中_____「26人」を「<u>22人</u>」に改める。</p> <p><u>附 則</u></p> <p>_____</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行し、改正後の二本松市議会議員定数条例の規定は、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。</u></p>